2018.10.15

花巻市　地域福祉課長　瀬川　文彦様

特定非営利活動法人　女性と子の未来

理事長　若菜　多摩英

花巻市スキルアップ講座、女性弁護士が語る！女性のための法律セミナー~自分らしい選択をするために～の講座の実施結果を、下記の通り報告申し上げます。

1. 実施日時　2018.10.10
2. 実施場所　イトーヨーカ堂　花巻店2階　ぷらっと花巻

　　　　　　13：30-15：30

1. 参加者数　申込16名、参加者13名、保育3名
2. 結果報告書　別紙のとおり

スキルアップ講座実施報告書

当日の進行

1. 講座の趣旨＝安定した基盤が有ってこその！“自己実現（well・being）”

女性が、「自分はこうありたい」という自分らしい選択をするためには、女性の「もしも」の際に役立つ法制度を身につけておくことが大切で、それこそが、女性のスキルアップの基盤となり、自分らしい選択をするための強い武器になるとの期待から開講。

1. 講師紹介（要旨）

* （チラシを見て頂いて）特技：書道，ピアノ演奏、趣味：読書，温泉巡りの照会と弁護士の勉強のため、明治大学法学部，東京大学法科大学院を卒業されていること、および、所属の活動組織を抜粋的に以下を紹介。

　　　　　岩手弁護士会に所属し、高齢者障害者支援センター委員会・貧困問題対策委員会・消費者問題対策委員会・両性の平等に関する委員会・子どもの権利に関する委員会で活動と紹介（信頼と親近感を持って戴けたかな？）。

* アンの家Anne’sハウスで、花巻市の委託を受けて、月1回の法律相談の先生であることを紹介。
* 講師自身からも、目下、2歳のお子様を子育て中のママさん弁護士であることをお話しいただき、“女性は、妻として・母として・娘として、様々な立場で世の中を生きていらっしゃいますが、「女性はこうあるべき」、「妻は〜」、「母は〜」、「娘は〜」という日本特有の価値観の下、悩み、苦しんでいらっしゃる方もおられることから、自分の生きたい生き方をお手伝いしたいと開講の挨拶を戴く。一気に講師と受講生の距離が近づいた。

**鈴木真実講師**

1. 質疑・応答・意見交換の要旨
   * 不受理届

夫に勝手に、独断で離婚届けが出されて、離婚が成立しないためには、不受理届を役所に提出しておきましょう。

* + 家庭裁判所での手続き

弁護士がいないとダメなのかについては、ご自分でも手続きが可との説明有。家裁への申請関係書類は、ホームページでも取れる。

* + 婚姻費用分担の請求

生活費を確保する上で、婚姻費用分担の請求は行っておくことが必要ですとの説明の後、離婚で協議中の際は、収入の多い方が収入の少ない方を支える義務が有ると説明。その後、夫と妻の年収からおよその養育費が想定できるかの演習を実施。参加者一同、実際に表を使って試算できた！

* + 養育費

養育費の算定は、講座の資料で演習（試算）した。なお、養育費の不履行には、給与や預貯金の差し押さえが行えますが、強制執行も可能です。

フランスやスウェーデンなどでは、行政が関与して行ってくれるなどの対応が有ります。

**今回は、教室並びで学び！**

なお、「成人年齢が18歳と法定化されましたが、養育費は、18歳までしか支給されないのでしょうか」との質問には、「これ迄と変わりません。原則20歳までですが、大学に進学している例では、22歳までが養育費を受け取れています」と回答。ほっとした思いの人も居た様子。

* + 子の氏の変更許可申立

　　　　　離婚が成立し、子の親権者として母の戸籍に入る場合は、家裁に「子の氏の変更許可申立」をしなければならない。離婚後姓を変えない場合でも必要。但し婚姻時夫が妻の姓になっていた場合はこの申立は不要（夫が戸籍から抜ければ良い）。

* + 弁護士相談

アンの家Anne’sハウスでは、花巻市の支援で月1回の弁護士相談（原則第2火曜日の13時半から15時半まで）を実施。その他、法テラスの活用は3回まで無料のほか、被災地特例で、弁護士相談は3回無料の制度が有り、これも加えられますので、岩手では計6回無料で相談が受けられると講師より案内。

* + 年金分割

　自営業者は該当しない。一般には、離婚後2年以内なら、請求可。

* + 慰謝料

　損害賠償と考えれば分かりやすい。200-300万円が一般的に多い。

* + 墓じまい

ケースにより異なることから、お寺との契約を確認し、お寺と相談なされることをお勧めします。弁護士にもご相談は可能です。

* + ＦＰＩＣ（エフピック）

　明日（10月11日）、別居親子の交流支援機関が、盛岡ファミリー相談室として開設。面会の日程調整等行ってくれる。但し、有料で、面会1回につき2000円。

＊参考

《family problems information center》家庭問題情報センター。元家庭裁判所調査官が中心となり、平成23年（2011）に設立された[公益財団法人](https://kotobank.jp/word/%E5%85%AC%E7%9B%8A%E8%B2%A1%E5%9B%A3%E6%B3%95%E4%BA%BA-671210#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89)。家庭・家族に関する諸問題について相談を受け付ける。

**交流の後の残ったメンバーで記念写真**

相談室は、離婚などで別々に暮らす親と子の面会交流を仲介し、面会の日程調整や子どもの受け渡し、面会終了までの付き添いなどをする。子どもへのプレゼントの代理送付や家庭内の問題についての相談も受ける。[家庭裁判所](http://www.asahi.com/topics/word/家庭裁判所.html)の調査官や調停委員の経験者、現役の弁護士などで構成され、サービスは有料。運営費は相談料と、相談室会員の会費で賄う。盛岡は東北初でこの10月11日に開設。

1. アンケート集約結果

**◎ 以下の設問で該当する欄に☑を入れてください。**

**花巻市　女性講座に関するアンケート　10月10日**

**１．本日の講座の内容全般について、ご満足いただけましたか。（４択）**

8満足　　3 とても満足　　□満足　　　□ やや不満足　　　□ やや不満足

（設問２へ）　　　　　　　　　 　　 （設問３へ）

**２．どの点が良かったですか。（複数回答可）**※設問１で「とても満足」「満足」を選んだ方

10 役立つ情報が得られた　　　　　　5 スキルアップにつながった

□他の受講者との交流・情報交換ができた　3抱えていた問題・不安の解消につながった

1ページ その他（良かった点を具体的に教えてください）

・新しく設立されるセンターＦＰＩＣなど、情報が得られることはとても良かった。

・離婚なんて、今は全く考えてないのに縁起が悪い‥と思ったが、人生は長いし、何が有るか分からない。自分の中にあった「日常性バイアス」に気づき少し気が引き締まった。

**３．どの点が良くなかったですか。（**

□ 役立つ情報が得られなかった　　　□ スキルアップにつながらなかった

1 他の受講者との交流・情報交換ができなかった

□ 抱えていた問題・不安の解消につながらなかった

□ その他（良くなかった点を具体的に教えてください）

**４．講座の中で、分からなかった点、聞いてみたい点がありますか？**

**５．その他、こんな講座・こんなことを企画してほしいものがありますか？**

＊講座

　今にマッチしていく講座

＊親子で遊べるイベント　1

＊その他